

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	27-2	府省庁名	経済産業省				
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税）						
要望項目名	国境を越えた役務提供等に対する消費税のあり方の検討						
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>現在、海外からのインターネット等を通じた役務提供等は、BtoB取引、BtoC取引のいずれも消費税が課されていない。一方で、同一の役務提供等であっても、国内からの役務提供等には、BtoB取引、BtoC取引のいずれも消費税が課税されている現状に鑑み、国境を越えた役務提供等に対する消費税の課税について、競争環境の公平性・中立性を確保する観点から検討を行う必要がある。</p>						
関係条文	[]						
減収見込額	[初年度]	－	（ － ）	[平年度]	－	（ － ）	（単位：百万円）
[改正増減収額]	－						
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>（2）施策の必要性</p>						
本要望に対応する縮減案							
ページ					－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済政策
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	
	ページ	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	
<p>ページ</p>	<p>—</p>